

## 様式 2

### 不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		動物の飼い主に対する命令
根拠条例・規則名		さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例
条 項		さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第 21 条第 1 項及び第 2 項
所 管 部 課		保健衛生局 保健部 動物愛護ふれあいセンター (電話：048-840-4150)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第 20 条の規定による勧告を受けたものが正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。  動物の愛護及び管理に関する法律第 25 条の 2 の規定に違反して飼養されている特定動物があると認めるときは、当該特定動物の飼い主に対し、期限を定めて、次に掲げる措置をとるべきことを命じることができる。 (1) 特定動物を他の施設（法第 26 条第 1 項に規定する特定飼養施設に限る。）へ移送すること (2) 特定動物を殺処分すること (3) その他特定動物による人の生命、身体又は財産に害を加えることを防止するために必要な措置
	設定等年月日	平成 18 年 6 月 26 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第 20 条の規定による勧告については行政指導の名称「動物の飼い主に対する勧告」を参照のこと。